

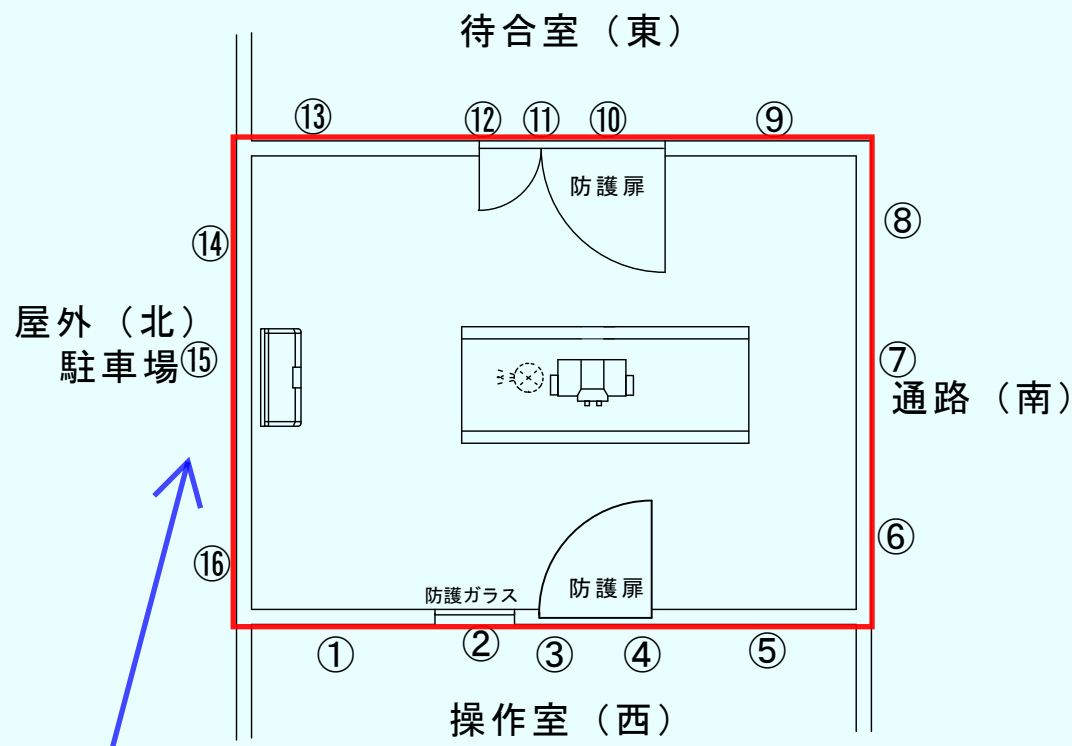
①～⑳番までが測定箇所となります

レントゲン室

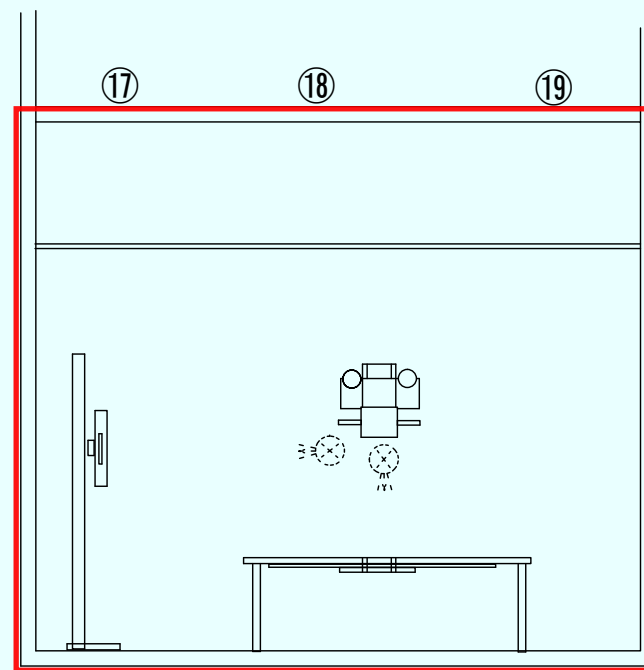
赤線内管理区域

立面図

1 階フロア 平面図



- ◆2階が院長室の場合=容易に立入れる為、実測が必要で遮蔽計算は認められない。サーベイメータ、バッジともに2個所以上の実測が必要。
- ◆2階が第3者住宅の場合=実測が不可の場合に、遮蔽計算が認められる。



⑲ 地中である為、測定省略は認められる

地中

◆屋外の駐車場は容易に立入れる為、実測が必要で遮蔽計算は認められない。サーベイメータ、バッジともに2個所以上の実測が必要。

◆上図面の番号のとおり、壁一面（一方角）あたり複数個所の測定が必須であり、素材の異なる位置は全て測定する事が、患者様、従事者様の安全を守ります。サーベイメータ、バッジともに2ヶ所以上の実測が必要。

◆施設内で働く従事者や施設内に入る患者様の安全を担保するため、「壁一面あたり複数個所を測定しているか？」という具体的文言が医療監視で使用される管理チェックリスト（2023年以降）に追加されたと思われます。